

自由民主党花火文化芸術振興議員連盟 御中

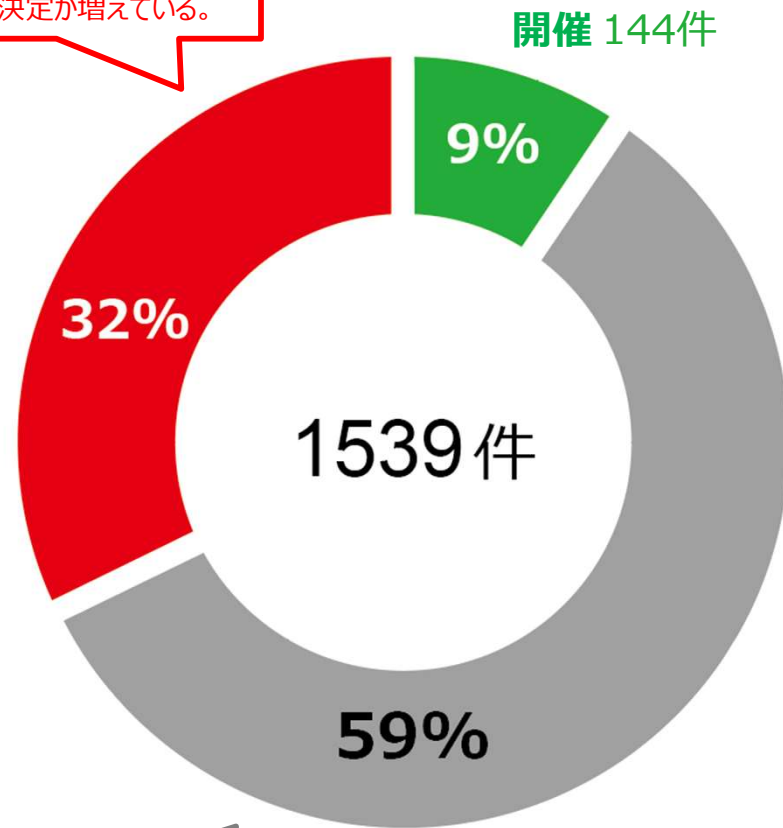
新型コロナウイルスによる 経営危機救済のための「花火業界への追加支援の要請」

2021年6月8日

公益社団法人 日本煙火協会
一般社団法人 日本煙火芸術協会
一般社団法人 日本花火推進協力会

新型コロナウイルスによる 花火催事への影響

2021年 花火催事の開催判断状況 (6月5日現在)

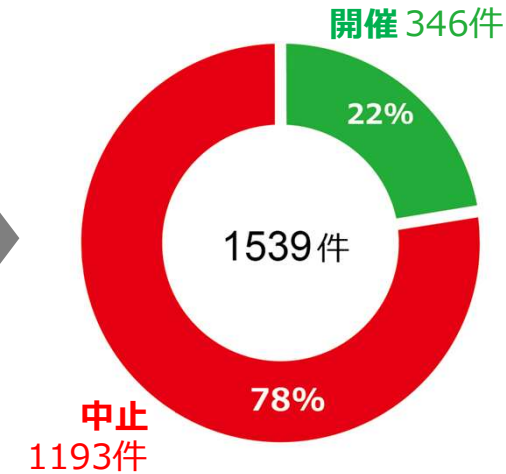


5月から、急速に中止が発表されている。
現在、日々中止決定が増えている。

内部的には中止決定済だが未発表の案件あり
オリパラの開催と判断を合わせる方針も目立つ

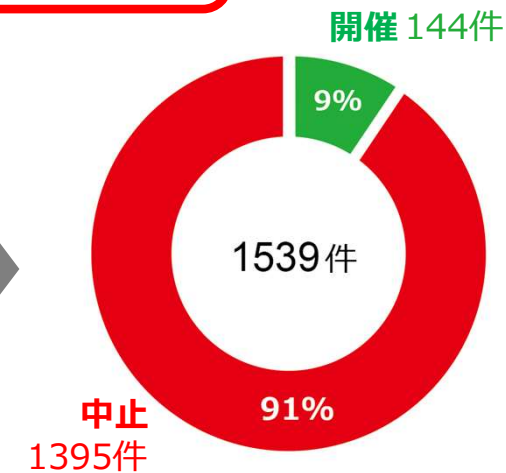
2021年 開催・中止割合予測 (未定 898件の予測を含めた年間割合)

未定の898件が、左記の通り
開催9%、中止32%の比率だった場合

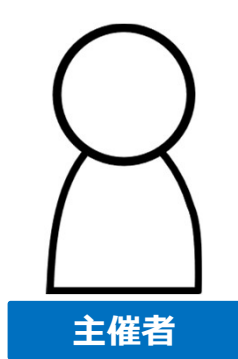


Point
・昨年の中止90%を上回る危険性がある
・2年にわたり売上げが立たず、倒産の危機に陥る

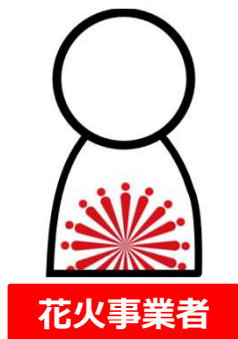
未定の898件が、全て中止となった場合



花火催事 中止の図式



発注者 強	86.3% 公共	権限 集中	送り手 自粛判断	契約 年度はじめ	事後精算のため なし	補助金 利用に消極的	非営利団体 小
取引関係	組織分類	開催判断	中止性質	商慣習	キャンセル料	救済制度	中止影響度



請負業者 弱	主に 小規模事業者	権限 なし	受け手 行政指導	製造 見込み生産	見込生産しても ¥0	補助金 乏しい	小規模事業者 絶大
------------------	---------------------	-----------------	--------------------	--------------------	----------------------	-------------------	---------------------

Point

- 花火事業者は、主催者との取引において「請負業者」であり、自ら中止可否を決める立場にない。自助努力では太刀打ちできない。
- 主催者の「86.3%※1」は、地方自治体・公共的団体であり、中止決定は、間接的な「行政指導」と捉えている。
- 花火大会は、花火の内容が確定した後に契約を締結する商慣習があるため、花火事業者は見込み生産をしている。
- 間接的な「行政指導」と言える中止決定でありながら、花火事業者にはキャンセル料が支払われていない。
- 主催者の大半が非営利団体である為、中止による興業リスクを負わないが、売上げが激減する事業者には多大なる影響がある。
- 絶大な経済効果を誇る花火催事を支えているのは、小規模事業者の集合体である。
- 平常時でも各社の夏期の業務量は飽和状態にあり、担当花火事業者が倒産した場合には、代替会社を充てることが難しい。
- つまり、花火事業者の倒産は文化の断絶と地域経済としての収益機会を奪うことを意味する。
- 外食産業や文化芸術事業には、救済措置があるが、花火事業は適合するものは乏しい。

※1 出所：一般社団法人日本花火推進協会調べ

花火の価値 と コロナ危機を超える意義

1613～2019

鉄砲大国 ▶ 鉄砲捨てる

火薬の平和利用

花火文化の誕生

400年の歴史

平和の象徴

国籍・性別・年齢を
問わない演目

世界から賞賛される
「伝統芸術」

日本各地1,500ヶ所

7,900万人を動員

日本最高の動員力

経済効果1兆9273億円※2

Point

- ・2021年は、花火事業者の倒産を防ぐために直接的な緊急救済措置が必要
- ・2022年は、財源が満たない花火催事を開催するための助成が必要
- ・2023年以降は、開催環境を取り戻し、経済波及効果2兆円超えを目指す

本陳情

花火業界への
追加支援の執行

2020

花火催事の90%が中止

小規模事業者の集合体
体力に欠ける

雇用調整助成金
金融機関からの借入

2021の開催を渴望

2021

開催叶わず
78～91%が中止予測

資金の限界

従業員の解雇

倒産の危機

文化断絶の危機

2022

花火鑑賞ニーズの加熱

企業協賛の「減額▼」

有料席数制限による
「収益減▼」

法人税の減収による
補助費の「減額▼」

コロナ対策費用「増額▲」

開催は容易でない
規模縮小での再開が
現実路線

2023～未来

リアルイベント価値向上

花火鑑賞ニーズ極大化

オンライン型の利点継承

ハイブリッドイベント化

有料事業化の加速

経済効果の増大

浴衣・縁日・花火
最も日本らしい夜
インバウンド観光資源化

「花火の国」として
国家ブランディング

平和のアイコンとなる
日本国の花火

経済効果2兆円超え

追加支援の要望事項

1

雇用調整助成金 特別措置の期間延長

要望）＜現行＞ 2021年7月末まで ▶ ＜延長＞ 2022年7月まで ※1日あたり15,000円/人

- ・コロナの影響から、約80%の売上が減少している。
- ・売上げがない状況で、雇用を維持できるのは、雇用調整助成金（特別措置）があるからに他ならない。
- ・2021年の夏も花火催事は中止が続いており、2022年の夏まで売上げの見込みが立たない状況である。
- ・2021年7月に、本特例措置が打ち切られた場合は、即座に雇用を維持することができない状態に陥る。

2

大規模（花火大会等） 文化行事支援金の新設 （中止時の請負額の支援）

要望）＜現行＞ 適合する制度が乏しい ▶ ＜新設＞ 花火催事に特化した中止の救済制度の新設

例）中止になった花火大会請負額の一部を支援

例）元請けだけでなく、中止により、影響を受ける国内サプライチェーン（花火卸し事業者等）を支援

- ・花火大会の主催者の「86.3%」は、地方自治体・公共的団体であり、中止決定は、間接的な「行政指導」と捉えている。
- ・花火大会は、花火の内容が確定した後に契約を締結する商慣習があるため、花火事業者は見込み生産をしている。
- ・間接的な「行政指導」と言える中止決定でありながら、花火事業者にはキャンセル料が支払われていない。
- ・主催者の大半が非営利団体である為、中止による興業リスクを負わないが、売上げが激減する事業者には多大なる影響がある。
- ・経済産業省の「JLODlive(キャンセル料支援)」制度は、対象が主催者であり、事業者が受け取れるものではない。前述の通り、花火大会の主催者は非営利団体であるため、申請する大義すらない。
- ・文化庁の「ARTS for the future!(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」は、対象が、文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野となっており、直接的に花火は該当せず、申請が難しい。

追加支援の要望事項

3	倒産防止給付金 新設	要望）＜現行＞売上減少率が“高い事業者”に特化した制度がない ▶ ＜新設＞ 減少率が極端に高い事業者の制度 ・花火事業者は、コロナの影響から、約80%の売上減少が、二年続くことになる。 ・売上げ減少率が極端に高い事業者の倒産を防止するために、業況に応じた緊急の救済措置が必要である。
4	花火催事開催に伴う 開催経費(不足分)助成	要望）＜現行＞ 適合する制度が乏しい ▶ ＜新設＞ 開催経費（不足分）の助成 ・協賛企業の業績悪化により、花火催事への協賛額が「減額」する。 ・新たな生活様式の観点から、密度が上がる動員方法を取れず、有料席の収益は「減額」する。 ・法人税の減収により、地方自治体・公共的団体からの花火催事への補助費の「減額」が予測される。 ・新たな生活様式に対応するための費用が「増額」する。 ・オンライン型の配信を導入して開催を目指す場合には、配信関係経費が「増額」する。 ・感染予防の観点で開催できる環境となった場合でも、上記の条件がのしかかり、開催は容易ではない。
5	オリンピック・パラリンピック 有観客での開催	要望）＜現行＞ 観客の動員は不透明 ▶ ＜実行＞ 有観客での開催 ・花火催事の主催者は、オリンピック・パラリンピックの開催動向を注視している。 ・仮に、オリパラが「中止 / 無観客開催」となれば、花火催事は中止を余儀なくされる。
6	特例融資制度 実質無利子期間の延長	要望）＜現行＞ 無担保・無利子：3年まで ▶ ＜拡大＞ 10年まで 要望）＜現行＞ 据置期間：5年まで ▶ ＜拡大＞ 10年まで 要望）＜現行＞ 事業規模に応じて、上限8,000万円～3億円 ▶ ＜拡大＞ 上限1～5億円 要望）＜現行＞ 借入金返済期間：10～15年 ▶ ＜拡大＞ 15～20年 ・花火の事業は、売上げが立つ期間が夏季に集中しており、現況下での最短の売上げ発生時期は、2022年の夏となる見込み。 ・本年より、来夏分の製造等で発生する費用があり、運転資金が不足している。 ・2020年、2021年の損失は極めて大きく、環境が回復した場合も損失を取り戻すまでに、長期間を要する。